

イギリスにおける夫婦財産紛争と信託法理

—Resulting Trusts, Constructive Trusts の

適用事例の検討を中心にして—

棚村政行

目次

1. はじめに
2. 法律上の夫婦の財産紛争と復帰信託，構成信託法理
3. 婚姻外同居者間の財産紛争と復帰信託，構成信託法理
4. 新しいモデルの構成信託とその問題点
5. おわりに

1. はじめに

(1) 問題の所在

イギリスの家族にとっても、家族財産としてもっとも重要な財産の典型例は、家族住宅 (family home)、婚姻住宅 (matrimonial home) であるといえる⁽¹⁾。その際、家族構成員達 (family members) が、緊密な経済的協力関係を形成しながら、相互の有形無形の努力の結果として、家族財産の取得、維持、増加に至っているというのが、大半のケースであろう。当該財産の所有帰属関係が形式面でも、共同の所有名義とされ、家族間の実質的協力関係がそこに十分に反映されているかぎりでは、問題はほとんど生じてこない。また、財産形成の基礎となった家族関係が円満に営まれ、構成員間の信頼協調関係が維持されている場合には、相互の法的権利関係を明確にし、潜在的持分を顕在化させようとの要請は、通常あまり強くは出てこない。しかし、協力の基礎となった家族関係が、何らかの理由で破綻、解消を余儀なくされたときには、その財産的共同関係の成果に対する衡平な清算を求める声はつよくなる。とくに、家族構成員

の1人に当該財産が単独名義で取得されているような場合、実質的な経済的寄与貢献のあった他の家族構成員は、これに対してどのような権利主張ができるのだろうか。

法律上の夫婦、婚姻外で同棲する者たちの一方の単独所有名義になっている不動産（夫婦、家族の住まい）について、他方が、金銭、物品、労働を提供して寄与貢献している場合、非名義人たる他方は、当該不動産についてエクイティ上の権利を主張できるのだろうか。⁽²⁾本稿では、このようにイギリスで問題になっている、夫婦の住まい、家族の居住用不動産の所有帰属をめぐる紛争事例に焦点をあて、そこでの信託法理の適用状況を検討してみたいと思う。とくに、これまで、わが国であまり取り上げてこられなかった、Implied or Resulting Trusts, Constructive Trusts の適用事例を検討することにより、これらの法理が、イギリスの家族財産紛争の解決のためどのような役割をはたしているか、を考えてみたい。そして、さらに、イギリスの信託の分類（classification）中で、Resulting Trusts, Constructive Trusts 法理は、どのように位置づけられ、現状はどうなっているのか、という点にも論及したいと考えている。

(2) イギリスの夫婦財産制の原則——別産制 (separate property system)

歴史的には、かつてイギリスでも、夫婦一体法理 (doctrine of coverture) のもとで、婚姻継続中は、妻の財産所有権、管理権は夫に帰属するという時代もあった。⁽³⁾しかし、現在では、夫婦は、婚姻しても原則的にその財産関係は影響を受けず、それぞれが自己の取得した財産を自分で所有管理する建前になっている。⁽⁴⁾いわゆる別産制の原則である。しかし、この別産制を厳格に貫くと、夫婦の一方（多くは妻）に大変酷な結果をもたらしたため、⁽⁵⁾その後の制定法や判例により、これが修正緩和されるにいたっている。

たとえば、1964年既婚婦人財産法 (Married Women's Property Act 1964) では、夫婦間に別段の合意がないかぎり、婚姻生活のため夫により支給された費用をやり繰りして捻出した金銭またはその金銭により取得した財産は、平等の持分で夫婦に帰属するものとされた。⁽⁶⁾コモン・ローでは、家事に専念し、夫の

支給する家計費等を節約して妻がなした貯蓄は、依然として、夫のものとされ、その貯蓄で買った財産は夫の所有物となった。⁽⁷⁾ 同法は、かかる専業主婦にとっての不公平を是正し、妻にも原則的に、夫の渡した家計費から捻出した蓄財に対する2分の1の権利を付与することにした。これによって、いわゆる、へそくりの2分の1は、妻のものとされたわけである。この法律は、婚姻破綻の場合のみならず、配偶者の一方が破産したり、死亡した場合にも適用がある。

また、1970年婚姻訴訟手続および夫婦財産法 (Matrimonial Proceedings and Property Act 1970) は、夫または妻が財産の改良 (improvement) に金銭または金銭に相当するものをもって、実質的に寄与貢献した場合、寄与した配偶者は、当該寄与貢献により財産についてのエクイティ上の権利をもつとする。⁽⁸⁾ 同法は、動産不動産の別なく適用がある。そして、ここでの寄与貢献は、金銭もしくは金銭に相当するもの (in money or money's worth) によって行われたものでなければならず、しかも、夫がしばしばやる日曜大工的な軽微な仕事は含まない。⁽⁹⁾ 同法にいう財産の改良への寄与貢献は、電気を家に引き込むとか、流し台、暖炉、湯沸かし器、セントラルヒーティング、塀の設置など、「重要な性質のもの (of a substantial nature)」⁽¹⁰⁾ でなければならない。

さらに、1970年以来、婚姻の破綻、離婚による夫婦関係の解消にさいして、裁判所は、夫婦それぞれの経済状況、資産、収入、年齢、婚姻期間、婚姻中の寄与貢献など一切の事情を考慮しつつ、夫婦の財産関係を再調整し、妥当な離婚給付を供与する広範な裁量的権限をあたえられている (現在は、Matrimonial Causes Act 1973, ss. 23, 24)。⁽¹¹⁾ 離婚の際の財産供与 (Financial Provision) 制度である。また、最近では1978年に、ロー・コミッション (法律委員会) によって、別段の合意がないかぎり、夫婦は婚姻住宅を平等の持分で共同所有するものとし、他方の同意あるいは裁判所の命令がなければ、売却、譲渡抵当の設定そのほかの処分をなしえないものとすべきとの、法定の共同所有 (Statutory Co-ownership)⁽¹²⁾ 制度の勧告がおこなわれている。

(3) イギリスにおける信託の分類

イギリスでは、一般に、信託の分類 (classification of trusts) は、その設定の仕方、設定の態様により、つぎの四つに分類整理されている。すなわち、①まず当事者達の行為により意図的、意識的に明示され設定される、明示信託 (express trusts)、②設定者の推定意思 (presumed intention) から成立する、黙示信託 (implied trusts)、復帰信託 (resulting trusts)、③法の作用により設定される、構成信託ないし擬制信託 (constructive trusts)、④制定法により設定される、制定法上の信託 (statutory trusts)⁽¹³⁾ である。

明示信託は、設定者の言葉による明示の宣言によって設定される。遺言、捺印証書、そのほかの書面、口頭により設定されることもある。たとえば、設定者が曖昧な意思表示をしていますが、証書の正しい解釈により、設定者による信託の明示の意図が認定されれば、明示信託と判断される。

つぎに、黙示信託は、設定者の明示的に表明はされなかったが、状況から推定される意思から成立をみとめられる信託である。このような信託は、エクイティ上の権利、受益権 (beneficial interest) が設定者または遺産に復帰するため、しばしば復帰信託⁽¹⁴⁾とよばれる。その例として、第一に、明示信託の設定者が有効に受益権全部を処分しそこなった場合、裁判所が残部を設定者自身のため信託にもとづいて保有されるものと推認する。また、他人名義で売買がおこなわれた場合、実際に売買代金を提供した者のために、復帰信託の成立をみとめるケースがある。後者は、とくに売買代金復帰信託 (purchase money resulting trusts) といわれている。

第三に、構成信託とは、当事者達の明示の意思や推定意思にもとづくのではなく、一定の事情のもとで法の作用により (by operation of law) 課せられる信託である。つまり、正義、衡平の見地から、当事者の意思とはかかわりなく、法が課す信託である。もっとも、この構成信託については、のちに述べるように、黙示信託、復帰信託と同種のものとして、その法的区分を解消し、正義および善良の良心が要求する場合にいつでも課せられる信託とする見解も説かれている。

なお、Constructive Trusts の訳語として、一般に「法定信託」という訳語が⁽¹⁵⁾あてられているが、論者によって「構成信託」⁽¹⁶⁾「擬制信託」という言葉⁽¹⁷⁾をあてていることがある。Scott によれば constructive という形容詞は、construct ではなく、construe に由来するとも言われる⁽¹⁸⁾が、Riddall の The Law of Trusts (2nd ed., 1982) では、法があたかも信託を construct する、つくり上げる、組み立ててしまうところから、こうよばれると説明されており、また、制定法の課す信託と区別する意味でも、一応、本稿では「構成信託」という訳語を使用することにした。

最後に、制定法上の信託は、制定法の明文規定により課せられる信託である。この例としては、土地が共有不動産権 (tenancy in common), 合有不動産権 (joint tenancy) で複数の者に譲渡されたときの、制定法上の売却信託 (statutory trusts for sale), 1925年財産法 34条および 36条 (the Law of Property Act 1925, ss. 34 and 36), また、無遺言死亡の際の遺産の人格代表者への帰属に関する1925年遺産管理法 33条 (the Administration of Estates Act 1925, s. 33) などがある。

- (1) S.M. Cretney, *Principles of Family Law* (4th ed., 1984), p. 625; D.A. Nevitt and J. Levin, "Social Policy and the Matrimonial Home" (1973) 36 *M.L.R.* 345, 346.

イギリスにおいても、不動産の値上がりは著しく、夫婦の住まいがかなり重大な資産的価値をもってきている。たとえば、Wachtel v. Wachtel [1973] 1 Fam. 72 (C.A.) 事件では、係争住宅は、1956年に5,000ポンドで購入され、その大半は譲渡抵当の設定による借入で賄われ、夫は長期の分割返済により、2,000ポンドの負債しかなくなった。その間に本件住宅の価格は22,000ポンド以上にも上昇し、これを夫婦間でどのように配分するかが問題になったわけである。

- (2) See A.A.S. Zuckerman, "Ownership of the Matrimonial Home—Common Sense and Reformist Nonsense" (1978) 94 *L.Q.R.* 26.
 (3) See W.T. Murphy and Hilary Clark, *The Family Home* (1983), p.26;

V. Ullrich, "The Reform of Matrimonial Property Law in England During the Nineteenth Century" (1977) 9 *Victoria University of Wellington L.R.* 13.

コモン・ローでは、夫婦は一体とされ、「妻のまさに存在、法主体性は婚姻中停止されているか、少なくとも、夫の法的存在に組込まれているもの」として扱われた (Blackstone, *Commentaries*, Vol. I (4th ed., 1876), ch. 15, p. 418)。その結果、妻のすべての財産（ただし、身の回り品は除く）およびその所得は、婚姻中夫に帰属することになった (See, Cretney, *op. cit.*, pp. 629-630)。なお、詳細は、浅見公子「イギリスにおける妻の財産法上の地位(一)(二)」北大法学論集12巻3号120頁以下、同12巻4号69頁以下(1962年)、坂本圭右「夫婦財産制の現代的意義とその機能——イギリス法における別産原理の生成とその展開とを顧みて(1)」中京法学1巻1号193頁(1966年)、同「イギリス家族法関係国会制定法集——夫婦別産原理の確立とその展開に関する一連の国会制定法」中京法学4巻1号89頁、同2号115頁、3号227頁、4号183頁(1969年)、同「法定夫婦財産制——イギリス」比較法研究37号2頁以下(1975年)等参照。

- (4) イギリスにおいて、夫婦財産法としての別産制が確立していった主要な理由は、別産制が法的に簡明 (simple) であること、別産制の考え方はマリッジ・セツルメントの利用により、中産階級の人々には馴染み易いものだったこと、別産制が、一方に特権も不利益も与えず、完全平等の原理により、男女の一方が他方に法的に従属することがないという、近代的個人主義理念に適合したことなどが挙げられている。

かくして、イギリスでは、もはや婚姻は財産についての権利を創設することも変更することもなく、妻は、独身女性と全く同じ権利を有するとされる。デニング裁判官はつぎのように説いている。「現在は、法律上も事実上も、夫婦は、一体ではなく、2人の個人である。夫婦は、家庭を支え子供たちを養育する共同事業 (joint enterprise) における、対等なパートナーである。その共同事業の外部では、夫婦は、他方に相談をしいながら、他方に忠節を尽くし、それぞれ相手方との信頼を維持し、これを受けながら、自分自身の生活を営みそれぞれの道を歩んで行く。夫婦は、共同または単独で財産を所有できるし、また実際にそうしている。その結果、所有権は共同または格別に帰属する。夫婦は、共同または単独に相手方と契約を締結できるし、実際そのように

契約を締結しており、いかなる他の契約当事者と同様、契約違反の責任を問われうる。夫婦は、共同または単独で違法行為をなしうるし、各自その行為に対して罰せられうる。夫婦は、共同または単独に不法行為を行いうるし、まさに他のいかなる不法行為者と同じように、共同または単独で責任を負担させられる。あらゆる点で、別扱い (severance) はきわめて徹底しており、夫婦一体性の原則 (doctrine of unity) およびその支流は、判例または国会制定法により保持されているものを除き、すべて廃棄されるべきだといいたい。」 *Midland Bank Trust Co. and Another v. Green and Another (No. 3)* [1982] Ch.529, 538-539.

- (5) 別産制の原則 (doctrine of separate property) は、夫婦の財産関係を規制する法準則として、大きな長所も有しているが (See J. Temkin, "Property Relations During Marriage in England and Ontario" (1981) 30 *I.C.L.Q.* 190, 191), 家庭での妻の労働による婚姻パートナーシップへの寄与貢献が、夫の稼ぎ手としての寄与貢献に勝るとも劣らないという自明の事実を法的に承認する妨げになったという、短所も指摘されてきた。いわゆる、妻の家事育児による内助の功を十分に評価しえない点が問題にされてきたわけである。 See Cretney, *op. cit.*, p. 634.
- (6) The Married Women's Property Act 1964, s. 1. 「婚姻住宅の費用または同種の目的のため夫によって支給された手当に由来する金銭、またはかかる金銭から取得された財産に対する夫または妻の権利に関して、いかなる問題が生じたときにも、当該金銭または財産は、夫婦間に別段の合意がないかぎり、平等の持分で (in equal shares) 夫婦に帰属するものとみなす。」なお、同法については、O.M. Stone, "Married Women's Property Act, 1964" (1964) 27 *M.L.R.* 576-580 に解説があるので、参照していただきたい。
- (7) See *Blackwell v. Blackwell* [1943] 2 All. E.R. 579, C.A.; *Hoddinot v. Hoddinot* [1949] 1 K.B. 406, C.A.
- (8) The Matrimonial Proceedings and Property Act 1970, s. 37. 「これにより、夫または妻のいずれか、もしくは双方がエクイティ上の権利を有する動産、不動産またはその売得金にエクイティ上の権利を有する動産、不動産の改良に、夫または妻が金銭もしくは金銭に相当するものをもって、寄与貢献した場合、かかる寄与のあった夫または妻は、当該寄与貢献が重要な性質のものであって、かつ、夫婦間に明示または黙示の特段の合意がないかぎり、その寄与貢

献により、持分または拡張された持分を取得したものとして扱われ、そのエクイティ上の権利の範囲は、合意されていた範囲で、あるいは、そのような合意がないときは、夫婦のエクイティ上の権利の存在またはその範囲の問題が生じている裁判所にとって、一切の事情からみて、正当と思料される範囲の持分を取得したものと扱われる、と宣言される。」

なお、See R.T. Oretton, “Matrimonial Home—Spouse’s Improvements” (1970) 120 *New. L.J.* 1008-1011; Vivian Chapman, “Improvements to the Matrimonial Home” (1975) 125 *New. L.J.* 20-21.

- (9) *Per* Lord Denning M.R., *Button v. Button* [1968] 1 W.L.R. 457, 461.
- (10) See *Davis v. Vale* [1971] 1 W.L.R. 1022; *Re Nicholson*, *decid.* [1974] 1 W.L.R. 476.
- (11) イギリスの財産供与制度については、田中和夫「イギリスにおける離婚の際の財産分与」独協法学11号23頁以下（1978年）、緒方直人「イギリス法における離婚財産給付（Financial Provision）について」岡山大学法学会雑誌27巻3号1頁以下（1978年）、同「イギリス法における離婚給付と配偶者の寄与」岡山大学法学会雑誌32巻3・4合併号585頁以下（1983年）、砂田卓二＝新井正男編『英米法原理』（三木妙子）34頁以下（青林書院，1985年）、ラクセン＝ハント『離婚における婚姻財産の分配』（石原善幸訳）（日本経済評論社，1984年）等参照。See M.L. Rakusen and D.P. Hunt, *Distribution of Matrimonial Assets on Divorce* (1982) Butterworths.
- (12) Law Commission, *Family Law, Third Report on Family Property: the Matrimonial Home (Co-ownership and Occupation Rights) and Household Goods*, Law Com. No. 86(1978). なお、See O.M. Stone, “Reports of Committees (1979) 42 *M.L.R.* 192-202.
- (13) See D.B. Parker and A.R. Mellows, *The Modern Law of Trusts* (5th ed., 1983), p.17; J.G. Ridall, *The Law of Trusts* (2nd ed., 1982); Philip H. Pettit, *Equity and the Law of Trusts* (5th ed., 1984), pp. 54-56; David J. Hayton, *Hayton and Marshall Cases and Commentary on the Law of Trusts* (8th ed., 1986), pp. 52-53.

信託の分類については、海原文雄「信託の分類に関する一提言——復帰信託と法定信託——」法政研究46巻2＝4合併号539頁以下（1980年）、砂田＝新井編『英米法原理』（海原文雄）285頁以下（1985年）等参照。

- (14) イギリスの多数説では、復帰信託は、設定者の黙示的意思が決定的な役割を演ずるところから、黙示信託と同じものだと解されている。しかし、最近の *Re Vandervell's Trusts (No. 2)* [1974] Ch. 269 事件で、Megarry 裁判官により、「推定的復帰信託 (presumed resulting trust)」と「自動的復帰信託 (automatic resulting trust)」の区別が提唱され、これに従う者もいる (たとえば、*Hayton and Marshall, op. cit., p. 52*)。これによれば、前者は、売買が他の者の名義でなされたが、信託にもとづいていない場合に成立する。この場合、相手方は真の買主のために復帰信託で財産を保有するとの反証を許す推定が生ずる。反証により覆すことのできる、信託的保有の黙示の推定意思があるとされるのである。これに対し、後者の自動的復帰信託は、譲渡が受益権の全部または一部を処分しないまま (信託が効力を有しなかったり、不完全であったため) 行われた場合に、譲受人は、エクイティ上の権利が処分されていない範囲で、譲渡人のため、自動的に復帰信託で保有をすることになる。Megarry 裁判官によると、かかる場合、「復帰信託は、当事者達のいかなる意思にもとづくものではなく、譲渡人が彼に帰属すべきものを処分しそなたった当然の、自動的効果である」という。このような定式化が正しいとすれば、「自動的復帰信託」は、いままで一般に考えられてきたような、黙示信託の例ではなく、別個独立の信託とされることになる。しかし、この区別が理論的にはともかく、実際の意義をもつかどうかは疑わしいとする見解も有力である (See *Parker & Mellows, op. cit., p. 21*)。
- (15) 高柳賢三=末延三次編『英米法辞典』96頁 (有斐閣, 1977年), 松坂佐一『英米における不当利得』167頁 (有斐閣, 1976年), 根本松男「法定信託に関する二つのアメリカの判例」*日本法学* 29 卷 4 号 1 頁 (1963年), 木下毅「法定信託——不当利得の防止」別冊ジュリスト英米法判例百選 II 私法166頁 (1978年) 等。
- (16) 海原・前掲註 (13) 所掲論文46頁。
- (17) 谷口知平『不当利得の研究』452頁, 田中英夫『英米法のことば』126頁 (有斐閣, 1986年) 等参照。
- (18) *Scott, The Law of Trusts* (3rd ed., 1967), vol. 5, § 462. 4, p. 3420.

2. 法律上の夫婦の財産紛争と復帰信託，構成信託法理

(1) 家族住宅，夫婦の住まいをめぐる基本的ルール

イギリス法では，伝統的に家族関係に適用される特別の財産法というものを承認してこなかった⁽¹⁾。したがって，財産に対する権原の問題についても，法律上の夫婦の権利は，財産法の一般原則（general principles of the law of property）にしたがって判断されることになる。かくして，法律上の夫婦間の財産紛争は，当事者達の間の家族関係の特殊性を考慮しつつも，基本的には，そのような関係にない他人間での紛争と同じ法原則が適用され，解決されるという建前がとられている。このことを明らかにしたのが，有名な貴族院（House of Lords）の Pettitt 判決，Gissing 判決であった。

Pettitt 事件⁽²⁾で問題とされたのは，妻の所有する住宅を売却して購入した不動産に夫が材料や労働を提供して改良を加えた場合，夫は当該不動産にどのような権利をもつか，であった。Pettitt 夫妻は，1952年から15年間にわたり婚姻し，2人のあいだには2子がいる。結婚当初，2人は妻の祖母から遺贈された住宅に住み，1960年まではここに住んでいたが，これを4,241ポンドで売り，その売却代金で本件土地を買ってその上にバンガローを建てた。当事者達は1965年までそこで暮らしていたが，2月から妻は2人の子供を連れて家を出て，1967年，妻は夫の虐待を理由に離婚判決を得た。これに対し，夫は，妻所有名義の本件不動産は夫の労働や材料投下による改装，改良工事の結果，現在では価値が1,000ポンド以上増加していると主張し，1882年の既婚婦人財産法（Married Women's Property Act）17条にもとづき，妻名義の本件不動産の売却代金にエクイティ上の権利を有するとの宣言を訴求した。第一審では，夫は300ポンドの範囲で売却代金に持分権をもつとされ，控訴院（Court of Appeal）もこれを支持した。しかしながら，貴族院は妻からの上告を容れ，つぎのように説示して原判決を取り消した。すなわち，第一に，1882年既婚婦人財産法17条は，たんに手続的規定にとどまり，当事者達の既存の財産権（existing property rights）を変更する権限まで裁判所に付与したものではない。財産権の確

実性と安定性は、一般にもっとも重要なものとみられ、この時代の国会が、妻が紛争を提起したならば、夫の財産を裁判官の無制限の裁量の危険に服させる意図だったとは、到底考えられない。第二に、証拠により示される事実にもとづき、住宅に対し労働および資材を投じたことでもって、夫が妻所有不動産につきエクイティ上の権利を取得するとの当事者達の共通の意思 (common intention) を推認することはできず、夫の請求は認められない。

また、⁽³⁾Gissing 事件は、1935年から25年間の長期にわたり婚姻し、1人子供をもうけた共働き夫婦間で、婚姻住宅についての妻の権利が争われたケースである。妻は、婚姻中も印刷会社の秘書としてずっと働き続け、夫の失業中は妻の稼ぎで一家の生活が支えられ、しかも1946年には、妻は、失業中の夫のため自分の上司に頼んで、わざわざ印刷会社に職を世話してもらうなどした。問題の住宅は、1951年に2,695ポンドで、夫名義で購入されたが、資金的には、2,150ポンドを譲渡抵当の設定により、また、500ポンドは夫の印刷会社からの借入で調達し、残りの45ポンドについても、夫がすべて金銭的支払いを行った。妻は、直接売買代金を出したり、ローンや譲渡抵当の借入金の分割返済には加わらなかったが、自分の貯金から220ポンドをおろして、芝生や家具を揃えるのに使い、また、自分や子供の衣服を購入し、家計費の不足分を補ったりした。しかし、夫は家計費として週8~10ポンドを妻に与え、住宅に関連するすべての返済金を支払っている。1966年に、2人は離婚したが、妻から本件住宅に対する権利の宣言が求められた。第一審では、妻の主張は認められなかったが、第二審の控訴院では妻が勝ち、住宅の2分の1の権利が認められた。

ところが、貴族院ではつぎのような基本原則をのべながら、妻の主張は斥けられてしまった。すなわち、コモン・ローの不動産権の帰属しない者による土地のエクイティ上の権利の主張は、信託法 (law of trusts) にもとづいて決定される。物権譲渡 (conveyance) において、信託が明示的に宣言されていれば、裁判所はこれに効果を与える。たとえ、明示の信託宣言が存在していなくとも、事情により、その者の言動によって相手方に、土地についてエクイティ上の権利を有するとの信頼を生ぜしめ、損害を与えたときは、コモン・ロー上の

不動産権を有する者に、復帰信託、黙示信託、構成信託が課せられ、エクイティ上の権利が認められる可能性がある。この点で、財産取得への直接的寄与貢献と、他方の支出を免れさせた間接的寄与貢献との間に区別はない。しかしながら、本件では、妻は、最初の頭金の支払いにも協力せず、譲渡抵当の分割返済にも直接の寄与貢献がなかったとされ、また、本件住宅の取得の助けとなる家計費への実質的寄与貢献もなかったため、妻のエクイティ上の権利への共通意思にもとづく復帰信託の成立も認められない、と判示された。なお、妻によると、夫は家を出てゆくときに、「家のことは心配するな。これはおまえのものだ。わたしが譲渡抵当の支払いやそのほかの費用全てを支払うから。」と言ったという。この約束は、書面にもなっていないため法的には効力を有せず、1925年財産法 (Law of Property Act 1925) 52条にも違反するもので無効とされた。

ところで、実際問題として夫婦間で、不動産、とくに夫婦の住まいの帰属ないし権利関係が争いになるのは、夫婦関係が破綻し、別居、離婚という事態に至ったときである。円満なときに、わざわざ妻の住宅に対する持分権を証する書面を作成していることはあまり多くはない⁽⁴⁾。かくして、夫婦の一方の単独名義になっている不動産の取得、維持、改良に、金銭や物品、労務を提供し、実質的な寄与貢献をした他方は、法的に有効な契約や信託宣言 (declaration of trusts) を構成する文書がないような場合には、黙示信託、復帰信託、構成信託の成立を立証して、当該不動産についての持分権を主張することになる。

(2) 復帰信託法理

家族財産紛争に適用された復帰信託に関するイギリスの判例を分析すると、ほぼつぎのようなガイドラインを抽出することができる。

① 売買代金の一部または全部の提供

財産が売買代金 (purchase money) を提供した者以外の名義に譲渡されている場合には、反証がないかぎり、売買代金を実際に出捐した者のために、復帰信託の成立が推定される⁽⁵⁾。Pettitt 判決での Upjohn 裁判官の言葉をかりれ

ば、「これに反する証拠がないかぎり、財産が第三者の名義で譲渡されたときには、その者は売買代金を支払った者のために受託者として当該財産を保有し、売買代金が2人以上の者により提供されたときには、財産は、彼らの出捐した売買代金の割合に応じて、その者達のために保有される。⁽⁶⁾」

家族住宅の取得にこれが適用される場合には、この推定は、一応、たとえコモン・ロー上の不動産の所有者でなくとも、売買代金の一部または全部を提供した者は、当該住宅の持分権を有するという趣旨である。⁽⁷⁾したがって、妻が夫名義で取得された住宅の売買代金の全部または一部を提供しているときは、この推定は、売買代金提供された割合に応じた権利を妻に与えるために適用される。たとえば、*Re Roger's Question* 事件⁽⁸⁾では、不動産の売買代金として、妻が100ポンド、夫が900ポンドを出しており、夫単独名義で譲渡されていたケースで、妻はもっと金銭をもっていたが100ポンドに自分の拠出額を限定したため、当事者達は、その拠出割合でエクイティ上の権利を共有するものと判示された。また、*Bull* 事件⁽⁹⁾は、同居する息子とその実の母親との間で、息子の単独名義の住宅の居住をめぐる争われたケースである。係争住宅は、一部は母親のお金、大部分は息子の金で、彼らのための住宅として購入された。母親は、息子にこの金銭を贈与する意思はなかった。4年ほど経って、息子は婚姻し、母親が2部屋、息子夫婦が残部を使うということで取り決めができていた。ところが、間もなく母親と息子の嫁が不仲になり、息子から母親に対して2部屋の明渡しがもとめられた。裁判所は、母親と息子は復帰信託により、エクイティ上の共有権者 (*equitable tenants in common*) であって、各人はそれぞれの寄与貢献の割合に応じた持分権を有する。したがって、住宅が売却されるまで当事者のいずれも、これを占有し適切な方法で使用することができ、いずれも他方を追い立てることはできないと判示した。⁽¹⁰⁾*Cowcher* 事件でも、1万2,000ポンドの住宅を夫名義で購入し、妻が4,000ポンド、夫が8,000ポンドを提供したというケースで、妻に3分の1、夫に3分の2の権利が認められている。

不動産を手持ちの現金で購入したときは、出捐割合の原則は簡単だが、ほと

んどの場合、少額の頭金を支払って後は譲渡抵当により購入されており、このようなケースでは、売買代金への寄与貢献の割合を言うことは必ずしも単純ではなく、割合的テスト (proportionality test) を適用しそれぞれの持分の比率を評価することは、容易なことではない。⁽¹¹⁾ ただし、金銭がたんに財産の共同利用のための賃料として支払われていたり、⁽¹²⁾ また、一方の売買代金の捻出のためローンとして貸与されていた場合には、⁽¹³⁾ 復帰信託は成立しない。また、復帰信託の推定が適用されるケースでも、当事者間に夫婦、親子など特別の関係が存在する場合、その推定は、前払いの推定 (presumption of advancement)、すなわち、贈与 (gift) が意図されていたとの推定によって排斥される可能性がある。⁽¹⁴⁾ しかし、この推定にも多くの批判があり、現在では、他の証拠がないときの最後の手段として適用される傾向にあるようである。⁽¹⁵⁾

② 当事者達の共通の合意、共通の意思

復帰信託の成立のためには、当事者の信託設定意思が推認されなければならない。あくまでも当事者の意思 (intention) についての証拠が存在するかどうかポイントになってくる。この場合、裁判所は明白な証拠によって結論への道が照らし出されていないとの理由で、⁽¹⁶⁾ 判決を拒絶することはできない。「明示の合意が立証しえない場合でも、夫婦は、相互にこの意思を伝達する明示の言葉を用いなくとも、土地についてのエクイティ上の権利を夫婦に共同で帰属すべしと共通の意思 (common intention) を形成することができるし、また、用いられた言葉を夫婦が思い起こしたときに、紛争になるまで、これらが不完全だったり、矛盾衝突することもありうる。そのような場合、夫婦の行動および周囲の事情から、彼らの共通意思を推認することが可能である。しかし、夫婦が共通意思をもたなかったことが明らかな場合は、そのような意思を推認することはできない。⁽¹⁷⁾」

実際問題として、裁判所は、当事者達の意思を合理的に探究すべく、各当事者の財産取得時から離別時にいたるまでの、金銭、物品、労務の形式での寄与貢献を含む一切の証拠を細かく検討することになる。とはいえ、黙示信託の理論的基礎は、あくまでも、当事者達の意思に存し、裁判所が後知恵によって、

当事者達が明らかにもたなかった意思を押し付けたり擬制したりすることは許され⁽¹⁸⁾ない。

③ 住宅取得への直接的寄与貢献と間接的寄与貢献

両当事者達が財産の取得に寄与貢献 (contributions) しているときは、2人が財産に持分をもつべきとの意思が推定されてきた。もちろん、エクイティ上の権利は財産取得時に成立しているものだから、理論的には、裁判所は財産取得時の当事者の意思がどうだったかを問題にしな⁽¹⁹⁾ければならない。しかし、実際には当事者がどういう意思をもとももっていたかを確認するため、裁判所は、離別時までの一切の事情や証拠を検討する。というのも、裁判所が当事者の寄与貢献を評価する材料をもち、信託の成立を推認できるのは、当事者達の振る舞いや行動を検討してはじめて可能となるから⁽²⁰⁾である。

ところで、夫婦の住まいが頭金の支払いと譲渡抵当の設定により購入され、夫婦の一方の名義で取得されているときには、裁判所は、当該財産の取得に対する各人の経済的寄与貢献 (financial contributions) をみて判断することになる。最初の頭金の支払いに寄与がある場合、住宅に対するエクイティ上の権利⁽²¹⁾または持分をもつとの共通の意思が推定される。しかも、その後の譲渡抵当の割賦金の支払いに直接的寄与があれば、正当な持分はより大きくなるだろう。たとえば、頭金の支払いへの寄与はなくとも、名義人でない夫婦の一方が譲渡抵当の月々の返済金の支払いに「規則的かつ重要な直接的寄与貢献 (regular and substantial direct contributions)」をしていた場合、当事者達の共通の意思を推⁽²²⁾断することができる。しかし、時折返済金の支払いに協力する程度では十分で⁽²³⁾ない。

それでは、頭金や譲渡抵当の分割返済金への直接の寄与貢献はないが、間接的な寄与貢献 (indirect contributions) があった場合、すなわち、自己の収入により家計費を出したり、そのほかの必要な物品を購入して、相手方の払うべき出費を軽減し、間接的に相手方の返済に協力したような場合、共通意思は推定されるのか。

Gissing 貴族院判決でのライト裁判官およびピアスン裁判官はこれを肯定し

(24) しており、たとえば夫と妻が婚姻中共稼ぎをし、双方の財源をプールした共通の基金から住宅購入費用をふくむ一切の費用を支払ってきたとか、また、家計費の負担、家屋の建設請負代金の支払い、夫婦の一方の譲渡抵当債務の保証人となることでもよいとされる。(26) したがって、夫婦の一方の収入により、単独名義人たる他方が譲渡抵当の分割返済金を支払うことができるように家計費が捻出されたという間接的寄与貢献でも足りることになる。とくに、妻の収入がなかったなら、夫は返済をできずそのほかの債務も履行できなかったということが証明されればよい。(27) しかし、もっと緩やかな見解によると、家計費への金銭または金銭に相当するかたちでの実質的寄与貢献 (substantial contribution in money or money's worth) が存在するときには、当事者達は共同所有を意図していたと推定しうる、とする。Hazell 事件でのデニング裁判官の見解がこれである。(28) Gissing 貴族院判決は、25年間にわたる婚姻中ずっと外で働いて収入をえ、財産の取得費用を直接出すことこそなかったが、夫の就職の口を聞いてやったり家具や芝生の代金を支払ったり、衣服を購入したりした妻に、住宅についての権利を一切否定した。この事件も、婚姻中の妻の寄与貢献は、本来夫の負担すべき費用の支出を免れさせてくれるものだっただろうし、デニング裁判官のような見解では、当事者の意思の推定が許され、異なった結論になっていたかもしれない。(29)

しかしながら、復帰信託の成立の基礎は、あくまでも当事者の行動や周囲の状況から推定される信託設定の意思であって、寄与貢献したことそれ自体が権利を授与するものではなく、寄与から意思が推認されるにすぎない。かくして、重要なのは、寄与貢献が金銭的価値に換算できるものかどうか、その寄与貢献が住宅の取得と密接な関連性をもつものかどうかである。(31) 寄与貢献が経済的な (financial) もので、金銭的価値をもつものでなければならぬ結果、たんに家事育児等、妻が家庭の福利のために長年にわたりサービスを提供してきたという寄与貢献では足りない。財産取得にかかわる直接の金銭的寄与貢献はなく、19年間にわたって妻が「家をまもり子供を産み、関係から生まれた子供達の世話をし、子供らの成長を援助する」という意味で、家族を扶養する夫と同じくら

い一生懸命に働いた」という事実だけでは、住宅についてのエクイティ上の権利をもつことはできない。⁽³²⁾そこで、多年にわたる家事育児のみによる寄与貢献の評価は、離婚の際の財産供与 (financial provision) 制度に期待せざるをえない。

(3) 構成信託法理

復帰信託における当事者の意思の探究は、「捉えどころのない、見せかけの共通意思の司法的探究 (judicial quest for the fugitive or phantom common intention)」⁽³³⁾と批判され、裁判所がきわめて曖昧な、不適切な判断基準を適用する結果となることが危惧されている。⁽³⁴⁾しかも、多くの判例からみて、黙示の共通意思の発見は、妻に問題となっている財産の正当かつ衡平な持分をあたえるための手段、きまり文句 (formula) にすぎないとも評されている。⁽³⁵⁾このような黙示信託、復帰信託の適用状況のもとで、より端的に、当事者の意思とかかわりなく法の作用により設定される、構成信託は、夫婦、家族財産紛争の局面でどのように活用されているのか、また、復帰信託と構成信託との関係は、一体、どのように把握されているのだろうか。

① 構成信託の意義と概念

一般に、イギリスにおいても、構成信託は、当事者達の行動を理由に、意思とは無関係に成立することが承認されている。構成信託は、法の創造物であり、法の働きによって課せられる信託だとも言われる。⁽³⁶⁾Parker & Mellowsによれば、構成信託は、当事者達の明示または黙示の意思から成立するのではなく、良心 (conscience) のためにエクイティによって設定される信託関係とされ⁽³⁷⁾る。アメリカのリステイトメントでは、構成信託は、原状回復法 (Law of Restitution) に組入れられ、「財産の権原を保有する者が、その保持を許されるならば不当に利得するという理由で、他の者に譲渡すべきエクイティ上の義務を負う場合、構成信託が成立する。」と規定する。⁽³⁸⁾イギリスでは、不当利得 (unjust enrichment) やそのほかの個人的利得は必ずしも不可欠のものではない。⁽³⁹⁾つまり、伝統的にイギリス法では、構成信託を「実体的制度 (substantive institution)」とみてきたのに対し、アメリカ法は、不当利得を阻止するための

救済方法 (remedy) とし、純粹に「救済的制度 (remedial institution)」と位置づけてきた。⁽⁴⁰⁾そこで、これまでイギリス法では、構成信託を設定されるべき者の行動が法的な違法行為 (legal wrongs) を構成する場合にのみ、構成信託を認め⁽⁴¹⁾てきた。

ところで、イギリスでは、構成信託は、詐欺的行為または非良心的行為 (fraudulent or unconscioable conducts) があつた場合、信認関係 (fiduciary relationship) にある者 (たとえば、代理人、取締役、組合員、ソリシター、医師、牧師、会計士、収益管理人など) が受託者としての忠実義務 (duty of loyalty) に違反して利益を得たような場合、第三者が取引したり、受領した財産が信認的義務違反の結果として手中におさめられたものであつた場合などに、設定されてき⁽⁴²⁾た。ところが、最近の一連の控訴院判決の影響で、これらの要件が緩和され、詐欺や不当威圧、非良心的行為がなくとも、不動産所有者に単独で当該財産を保有させることが「衡平に反する (inequitable)」結果となる場合にも、裁判所は構成信託を設定することができるか、がまさに問題となっている。最近のこうした傾向は、構成信託法理においても、イギリス法がアメリカ法の影響を受けつつあることを示している。しかし、家族財産紛争を中心に展開しているこのような新しい動きは、構成信託受託者の責任がきわめて重く、受益者は物権的権利を取得して利害関係に入った第三者に及ぼす影響も大きいところから、また、その適用要件が曖昧であるとして、⁽⁴³⁾広範な批判を招いていることも事実である。

② 家族財産紛争に適用される構成信託

前述の Gissing 貴族院判決で、ディプロック裁判官は、つぎのように述べている。すなわち、「復歸信託、黙示信託、構成信託——この三つのクラスの信託を区別することは、当面の目的のためには必要ない——は、受託者が取得された土地のエクイティ上の権利を受益者に否定することを許せば衡平に反するというような行動をした場合は、つねに、土地のコモン・ロー上の不動産権の受託者による取得に関連して、受託者と受益者 (the cestui que trust) 間の行為によって設定されるものである。そして、自己の言動により受益者をして、

そのような行動で土地のエクイティ上の権利を取得できるとの相当な信頼をさせ不利益を蒙らせたときは、彼はそのように行動したものと考えられる。⁽⁴⁴⁾」

その言われたコンテキストや文脈からみて、ディプロック裁判官は、寄与貢献や明示または黙示の合意にもとづく、オーソドックスな復帰信託の見解を述べようとしていたことはあきらかだが、これらの言葉それ自体は、新しいより柔軟な構成信託、復帰信託概念の提示とも受け取られる可能性があり、⁽⁴⁵⁾現にデニング裁判官のような新しいモデルの構成信託の解釈に結び付けられることになった。

たとえば、⁽⁴⁶⁾Heseltine 事件では、20年以上にもわたって婚姻し4人の子供をもうけた夫婦間で、不動産そのほかの金銭の帰属が争いになった。婚姻時に妻は、父親の会社の株式(現在では15万ポンド相当)を含むかなりの資産を有していた。これに対し夫は、3,500ポンドくらいしかもっておらず、夫は1960年から仕事をしていない。1951年に当事者達は、8,750ポンドで婚姻住宅を夫名義で購入し、その売買代金の5分の4は妻が支払った。また、婚姻中妻のお金で家族の休暇用の家を4件買い、これらもすべて夫名義とされた。さらに、1957年と1960年に、妻は自分のお金4万ポンドを夫に渡したが、これは、そうすれば彼女が死亡したときに相続税を節約できるとの夫の助言を信用したためであったし、1963年に2万ポンド渡したのも、夫がロイド保険引受業者組合にはいるためということだった。控訴院は、双方の共同の資金により夫婦の住まいが取得され、夫のみが名義人となっている場合、妻のため夫は公正な持分でこれを保有する復帰信託が成立し、その持分は夫が4分の1、妻が4分の3とした。そして、6万ポンドの金銭については、「夫の行動が、財産をエクイティ上も自分自身のものであると彼が主張することが、衡平に反するようなものであるときは、たとえ、それが彼の名義に譲渡されていても、裁判所は、事件の事情が要求するように、夫婦双方のため共同であるいは彼女のみのため、これを保有するよう彼に信託を課す。」と説示し、彼女のため6万ポンドに構成信託を認めた。また、4件の家屋についても、売買は妻の出した金銭にもとづく共同口座からのもので、口座の夫による管理運用は便宜的なものにすぎず、妻のため

復歸信託が成立するとされた。

また、Hussey 事件⁽⁴⁷⁾で、デニング裁判官は、前述のディプロック裁判官の言葉を引用しながら、復歸信託との法的区別を取り去る、きわめて緩やかな独自の構成信託理論を展開した。この事件では、70歳すぎの老母がじつの娘とその夫（義理の息子）の家に同居することになり、家が狭かったため、自分のベッドルームの増築費として、607ポンドを出し請負業者に増築をさせた。ところが、同居して間もなく仲が悪くなり、老母はその家を出て別居するにいたったため、生活に困った老女から607ポンドの返還が求められたというケースである。デニング裁判官は、復歸信託と構成信託との関係につき、「これは、言葉のうえでの問題以外のなにものでもない。両者は相伴うものである。どのような名称と呼ばれようとも、[構成信託]は、正義と善良の良心がこれを要求するときにはいつでも、法によって課せられる信託である。それは、被告が自分自身のためだけに良心上財産を保持できず、他の者に財産またはその持分をもつことを許容すべき場合に適用される、エクイティの大原則にもとづく、自由な手段である。信託は、財産が取得された最初から生じること、また後に諸状況が要求するときにも成立しうる。[構成信託は]、裁判所が被害者当事者をして原状回復 (restitution) を得さしめることを可能にするエクイティ上の救済方法 (equitable remedy) である。」と説示し、607ポンドに応じた家屋への構成信託の成立を認めた。

- (1) W.T. Murphy and Hilary Clark, *The Family Home* (1983) p.26; S.M. Cretney, *Principles of Family Law* (4th ed., 1984), p.629.
- (2) Pettitt v. Pettitt [1970] A.C. 777; [1969] 2 All. E.R. 310, H.L.
- (3) Gissing v. Gissing [1971] A.C. 886; [1970] 2 All. E.R. 780, H.L.
- (4) しかし、夫婦間でなんらかの書面が作成されている場合には、土地についての権利の処分契約としてか、信託宣言として効力をもつ。ただし、書面が有効であるためには以下の要件を具備していなければならない。①当該書面は法的拘束力をもつことを意図したものでなければならない (Balfour v. Balfour [1919] 2 K.B. 571; Jones v. Padavatton [1969] 1 W.L.R. 328)。当事者達

が円満に同居しておらず、別居しているような場合には、法的関係を設定する意思があったものと推定することができる (Merritt v. Merritt [1970] 1 W. L.R. 1211, 1213. *per* Lord Denning M.R.)。②当該書面が十分に確定的で明確なものであることを要する。正確さを欠いたり、曖昧であることは、法的拘束力ある合意が意図されていなかったことの証左となりうる (Gould v. Gould [1970] 1 Q.B. 275)。③当該書面が契約 (この場合約因によって支持されるか捺印証書になっていること) が信託の宣言 (十分な信託設定意思の証拠があること) のいずれかを証するものでなければならない。不動産を贈与するという意思だけでは足りないが、「私は自ら受託者となることを宣言します」といった言葉や決まり文句を使う必要はなく、預金口座の「金銭は私のものと同じくらいにお前のものである」と言っていたことでも、他の事情とともに信託設定の意思の証拠となりうる (See Paul v. Constance [1977] 1 W.L.R. 527; 1 All. E.R. 195)。④書面には本人の署名が必要である。もっとも、署名された書面でなくとも、被告がその方式の欠缺に依拠することが衡平に反するに足る一部履行行為 (act of part performance) に該当するときは、原告は勝訴しうる (Steadman v. Steadman [1976] A.C. 536)。

- (5) See Cretney, *op. cit.*, p. 640; C.E.F. Rickett, *Trusts in a Nutshell* (1980), p. 55; David B. Parker and Anthony R. Mellows, *The Modern Law of Trusts* (5th ed., 1983), p. 126; Halsbury's Law of England, vol. 48, *Trusts* (4th ed., 1981), para. 605.
- (6) See Pettitt v. Pettitt [1970] A.C. 777, *per* Lord Upjohn, at p. 814.
- (7) See Cretney, *op. cit.*, pp. 640, 641.
- (8) Re Roger's Question [1948] 1 All. E.R. 328.
- (9) Bull v. Bull [1955] 1 Q.B. 234.
- (10) Cowcher v. Cowcher [1972] 1 W.L.R. 425; 1 All. E.R. 943.
- (11) See Bernard v. Josephs [1982] Ch. 391, 404, *per* Griffiths L.J.; Cretney, *op. cit.*, p. 641.
- (12) Savage v. Dunningham [1974] Ch. 181.
- (13) Richards v. Dove [1974] 1 All. E.R. 888.
- (14) See Parker and Mellows, *op. cit.*, p. 129. 「今日においては、夫が妻のため代金を支払い財産を妻名義にしている場合、夫は彼女へ前払い (贈与) することを意図しているとの準則、すなわちこの推定は容易に反駁しうるものと考

えられているが、いまなお存在しているエクイティ準則である。」 *Per* Lord Evershed M.R., *Silver v. Silver* [1958] 1 W.L.R. 259, 261.

- (15) See *Falconer v. Falconer* [1970] 1 W.L.R. 1333.
- (16) *Per* Lord Morris, *Pettitt v. Pettitt* [1970] A.C. 777, 803; *Re Cummins dec'd* [1972] Ch. 62, 68.
- (17) J.G. Miller, *Family Property and Financial Provision* (1978) p. 22.
- (18) *Re Densham (A Bankrupt)* [1975] 1 W.L.R. 1519; *Pettitt v. Pettitt* [1970] A.C. 777, *per* Lord Morris at p. 804. 「裁判所は、判決を下すについて、全く存在しなかった人の心の中に考えがあったと認定することはないし、実際そういう認定をすることはできない。裁判所は正確におこなわれたこと、言われたことを発見し、なにが法的帰結であるかについての結論に達しなければならない。」 (*Gissing v. Gissing*, *per* Lord Morris of Borth-Y-Gest at p. 898.)
- (19) *Pettitt v. Pettitt* [1970] A.C. 777 at p. 800 (*per* Lord Morris), p. 807 (*per* Lord Hodson) and p. 816 (*per* Lord Upjohn); *Gissing v. Gissing* [1971] A.C. 886 at p. 898 (*per* Lord Morris), p. 900 (*per* Viscount Dilhorne) and p. 902 (*per* Lord Peason); *Bernard v. Josephs* [1982] Ch. 391, 404. *per* Griffiths L.J.
- (20) See *Richards v. Dove* [1974] 1 All. E.R. 888, 894; *Bernard v. Josephs* [1982] Ch. 391.
- (21) *Cretney, op. cit.*, p. 645; *Burns v. Burns* [1984] 1 All. E.R. 244, 264.
- (22) *Gissing v. Gissing* (*supra*), *per* Lord Diplock at p. 908.
- (23) *Gissing v. Gissing* (*supra*), *per* Viscount Dilhorne at p. 900.
- (24) *Gissing v. Gissing* (*supra*), *per* Lord Reid (at pp. 896-897) and *per* Lord Peason (at p. 903).
- (25) See *Cowcher v. Cowcher* [1972] 1 All. E.R. 943, 955 *per* Bagnall J.
この事件は、婚姻期間が18年で4人の子供のいる夫婦で、夫名義で取得された夫婦の住宅の権利が争われたケースである。本件住宅売買代金の3分の1を妻が出しあとの3分の2を夫が出していたため、裁判所は妻3分の1、夫3分の2の持分で復帰信託の成立を認めた。
- (26) See *Falconer v. Falconer* [1970] 1 W.L.R. 1333; 3 All. E.R. 449. この事件は、9年間にわたり婚姻し子供のいない共稼ぎ夫婦間での住宅紛争に関する

るものだった。妻名義の土地については、妻の出捐によって取得されており、妻の単独所有だが、家屋については、夫は債務の保証人となり、家計費や住宅関連費用を支払って、実質的経済的寄与貢献をしているからという理由で、信託が推認され、夫にも2分の1の持分権が付与された。

- (27) *Hargrave v. Newton* [1971] 1 W.L.R. 1611, *per* Lord Denning M.R. at p. 1613.
- (28) デニング裁判官はつぎのように説いている。「妻によってなされた寄与貢献は、そうでなければ夫の負担しなければならなかった支出を軽減してくれるようなものであれば、十分である。夫は支払うべき金銭を自分のものとしてポケットに保持しているため、そうすることにより、妻は譲渡抵当の分割返済につき、夫を間接的に援助したことになる。夫が厳密には、彼女の援助を必要とせず——それなくして自分自身で十分な金銭をもっていることもあろう。しかし、彼がこれを受け取って自分のお金をより多く貯蓄できたとすれば、彼女は持分について権利を有する。」(*Per* Lord Denning M.R., *Hazell v. Hazell* [1972] 1 W.L.R. 301, 304; 1 All. E.R. 923, 926.)
- (29) See *Cretney, op. cit.*, p. 646.
- (30) See *Richards v. Dove* [1974] 1 All. E.R. 888, at p. 894.
- (31) See *Richards v. Dove* [1974] 1 All. E.R. 888, at p. 895.
- (32) *Burns v. Burns* [1984] 1 All. E.R. 244, 265, *per* May L.J., and at p. 254 *per* Fox L.J.; Cf. *Hall v. Hall* (1983) 3 F.L.R. 379, 381.
- (33) *Pettkus v. Becker* (1980) 117 D.L.R. (3d) 257, 269-280, *per* Dickson J. (Sup. Ct. Canada).
- (34) See Lord Justice Gibson, "A Wife's Rights in the Matrimonial Home" (1976) 27 *N.I.L.Q.* 356.
- (35) Donovan Walters, "Matrimonial Property Disputes—Resulting and Constructive Trusts—restitution" (1975) 53 *Can. Bar Rev.* 366, 368.
- (36) A.J. Oakley, "Has the Constructive Trust Become a General Equitable Remedy?" (1973) *C.L.P.* 17, 17.
- (37) *Parker and Mellows, op. cit.*, p. 160.
- (38) *Restatement of the Law of Restitution* (1932) § 160. この規定は明らかにつぎの Cardozo 裁判官の説示に依拠している。「構成信託は、エクイティの良心がそれを通じて表明される公式である。コモン・ロー上の権原の保有者が

善良の良心においてエクイティ上の権利を保持することができないような事情のもとで財産が取得された場合、エクイティは彼を受託者に転換する。」(Beatty v. Guggenheim Exploration Co., 122 N.E. 378 (N.Y. 1919)).

- (39) Parker and Mellows, *op. cit.*, p. 160. たとえば, Nelson v. Larholt [1948] 1 K.B. 339 事件では, 被告は権限なく勝手に小切手を引き出したことにより経済的に豊かになり, 前より暮らし向きが良くなりはしなかったが, 彼は構成信託受託者とされ, 遺産に対して重い責任をおわされた。
- (40) R.H. Maudsley, "Proprietary Remedies for the Recovery of Money" 75 *L.Q.R.* (1959) 234, at p. 237; Roscoe Pound, 33 *Harvard Law Review* (1920) 420, 421.
- (41) J.A. Oakley, *Constructive Trusts* (1978) p. 3; C.E.F. Rickett, *op. cit.*, p. 65.
- (42) See Parker and Mellows, *op. cit.*, pp. 160-175; Oakley, *op. cit.*, p. 10.
- (43) See, e.g. Oakley, *op. cit.*, pp. 3-10.
- (44) Gissing v. Gissing [1970] 2 All. E.R. 780, *per* Lord Diplock at p. 790; [1971] A.C. 886, at p. 905.
- (45) M. Richards, "Mistress and the Family Home" (1976) 40 *Conv.* (n.s.) 351, 356.
- (46) Heseltine v. Heseltine [1971] 1 All. E.R. 952, C.A.
- (47) Hussey v. Palmer [1972] 3 All. E.R. 744, C.A.

3. 婚姻外同棲者間の財産紛争と復帰信託, 構成信託法理

(1) 同棲者間の財産紛争解決の基本的ルール

これまで見てきた通り, 法律上の夫婦間の住まいをめぐる紛争は, 原則的に財産法の一般準則, 信託法理を主軸として解決されてきた。このことは, 法律上の婚姻をせず共同生活を営んでいるカップルの場合にもそのままあてはまる。法は, 同棲しているということのみから, 財産的権利を与えることもない代わりに, 同棲していることで, その者がコモン・ロー上の権利やエクイティ⁽¹⁾上の権利を奪われることもない。

近年、イギリスにおいても、様々な理由から婚姻外で同棲する男女が増加してきており、恒久的な安定した関係を望むカップルの間では、事実上の婚姻共同生活の基礎として家族のための住宅を購入するケースが少なくない。そのため、不幸にして関係が破綻し離別する際に、法律上の夫婦と全く同様に、誰が住宅の所有者で、どのくらいの持分権を有するののかという問題が生じ、裁判所に解決をもとめるケースが増えている。このような事実上の夫婦、同棲者達の住宅の権利をめぐるトラブル⁽³⁾についても裁判所は、法律上の夫婦の場合と同じように、信託法理、契約法理、エストoppel法理などを使って妥当な解決をはかっている⁽⁴⁾。ここでは、とくに同棲者の住宅紛争に適用された復帰信託、構成信託の裁判例を検討することにした。

(2) 復帰信託法理

① Diwell v. Farnes [1959] 1 W.L.R. 624 (C.A.) 事件

原告 Diwell は、1957年に死亡した夫の形骸化した法律婚の妻であり、遺産管理人であった。そして、相手方 Farnes は、故 Diwell と16年以上にわたり事実上の夫婦として重婚的に同棲し、その間に娘をもうけている女性である。1945年に、亡 Diwell と Farnes は借家を借り男性のみが賃借人となったが、被告も共同の費用の3分の2は支払っていた。亡 Diwell は、1954年に賃料の統制された借家を900ポンドという破格の値段で購入することができ、売買代金は譲渡抵当の借入で調達し、割賦金の返済は Farnes が行った。彼は、1956年、この住宅を2,300ポンドで売り、その売却代金で隣の本件係争家屋を1,250ポンドで買って、譲渡抵当債務を履行して翌年、彼女と同居中に亡くなった。そこで、法律上の妻が現に家屋に居住する被告を相手に明渡をもとめたという事案である。被告も反訴として、本件家屋についてのエクイティ上の権利を主張した。第一審では、死亡した男性と被告とは共同事業 (joint enterprise) として住宅を取得したものであり、原告と被告とは平等の持分でエクイティ上の権利をもつという売却信託 (trusts for sale) を宣言した。

これに対して、控訴院の多数意見は、本件の場合、被上訴人は現在の住宅に

ついて復帰信託によりエクイティ上の持分権を有するとしたが、彼女の持分はまえの住宅の全体価格に対してなされた彼女の金銭的寄与貢献の割合によるべきものとし、法律上の妻からの上訴を認容した。つまり、Farnes のエクイティ上の権利は、住宅の売買への寄与貢献により成立するが、その持分の割合は売買代金への直接的現実的寄与部分にかぎられるというのである。なお、Wilmer 裁判官は、一切の事情からみて、亡 Diwell と被上訴人とが共同事業により住宅を取得したものであり、「平等は衡平である (equality is equity)」の格言が適用されるべきであると反対意見を述べた。そして、Farnes の従前の借家への賃料の抛出も、譲渡抵当の分割返済金の履行と同様、考慮されるべきで、彼女の受益権は2分の1とすべきであるとした。

② Hall v. Hall (1982) 3 F.L.R. 379 (C.A.) 事件

当事者達は双方とも婚姻したことのある男女で、約7年間にわたり婚姻外で同棲した。彼らは共稼ぎをし2人のあいだに子供はなく、婚姻する意思もなかったとされている。当事者達は男性名義でアパートを買い、女性は自動車を購入し、家具や一般的家計費に寄与貢献した。その後本件住宅が男性名義で購入され、売買代金はアパートの売却代金、男性の貯金および譲渡抵当の借入で支払われた。住宅購入後1年しか経たない1978年、2人は離別し、女性から本件住宅の持分を求めて訴が提起され、原審では復帰信託にもとづく5分の1の持分権が認められた。控訴院もこれを支持し上訴を棄却した。デニング裁判官はつぎのように説示している。「彼女は夫婦を規律する婚姻法 (matrimonial law) にもとづくのではなく、復帰信託法理にもとづいて本件住宅についてエクイティ上の持分権を有すると言われている。最近、このような立場の女性がこの範囲の保護を与えられている数多くの判例が出されている。もし、男女が事実上の夫婦として同棲し、女性が共同の家計 (joint household) の確立に寄与貢献しているときは、たとえ住宅は男性名義でも彼女のための一般的正義の問題として、復帰信託が成立する。諸先例から、カップルが法律上の夫婦でなくとも、女性はその共同世帯への寄与貢献により、復帰信託によって住宅についての持分を取得しうることはきわめて明らかである。しかし、その持分はどうすべき

か。これはつねに難しいことである。つねに半分とは限らないし、ずっと少ないこともある。それは、金銭の形のみならず、住宅を守ったり子供の世話をしたりしてどのくらい彼女が寄与貢献したかの事情による。」

③ Gordon v. Douce [1983] 2 All. E.R. 228 (C.A.) 事件

Gordon と Douce は、1964年から同棲し、1968年から1980年までの12年間は事実上の夫婦として暮らし2人の子供をもうけた。1977年に、被告男性は4,500ポンドで本件住宅を家族のための住宅として単独名義で購入した。売買代金については共同の貯金から1,000ポンド、残りは銀行からのローンと伯父や兄弟からの借入で賄った。当事者達は共稼ぎをし、被告は毎週分割払いでさまざまなローンの返済をし、原告は家計費を支払い住宅の維持改良そのほかの費用を支払った。1980年9月に関係は破綻し、被告男性は家を出、原告と子供達が居住をつづけている。そこで、女性から本件住宅につき2分の1の権利を有するとの宣言が訴求された。なお、本件住宅は審理時に約9,250ポンドに値上がりしており、なお価格は上昇しつづけている。原審では、女性の収入により男性が貯蓄をできローンの返済が可能になったことを認定し、住宅について4分の1の持分権をもつと宣言した。そして、持分の価額は離別時の1980年9月時点で算出されるべきだとした。原告女性は持分の割合については争わないが、持分の評価基準時を関係解消時とした部分につき上訴した。

控訴院はつぎのように判示して上訴を認容した。すなわち、当事者の一方が他方当事者に帰属する財産について、黙示信託または復帰信託により持分権を有するかどうかは、当事者達がそのように行動したため、コモン・ロー上の財産が帰属する当事者が他方のエクイティ上の権利をもつことを否定するのを許すことが衡平に反する (inequitable) かどうかで決まる問題である。この問題を決定するにあたって、当事者達の関係がどうであれ、同一の原理が適用される。財産についての紛争が法律上の夫婦間のことである場合と他人間のことである場合とで、異なった財産法が適用されることはない。もっとも、裁判所は当事者達の意味について推断を下すにあたり、関係によって影響されることはありうる。

つぎに、持分の評価基準時についてだが、当事者達が売却信託にもとづき共有権者として財産に権利を有するときは、一応、それぞれの持分の価格は財産が売却される時点で決定されるべきものである。しかし、たとえば、当事者の一方が他方からの買上を希望しているような場合には、別の時点で当事者の持分の価額を決定すべきである。同棲者のケースでは、評価の基準時 (the date of valuation) は裁判所の裁量の問題であるため、関係解消時に評価すべしとのいかなる厳格な法準則も存在しない。当事者達の関係が長期間継続しており、原告と同居する子供達があり、被告が子供達の暮らしている間は売却命令を求める意思がないため、信託の目的はいまだ終了していない。さらに、原告は、自分と子供達がそこで生活できるように財産についての費用を負担しなければならないが、当事者間でその後の時点でもそうしたことは考慮しなければならない。このような事情のもとで原告の持分の評価時を離別時にしなければならない理由は見いだし難い。

④ Richards v. Dove [1974] 1 All. E.R. 888 (Ch. D.) 事件

Richards と Dove は、1961年から10年以上にわたり重婚的に同棲した。2人ともに既婚者であり婚姻の可能性は存在しなかった。数年間は借家で暮らし、原告女性は相手方男性から家計費の支給をうけず、食費そのほかの費用を支払い、相手方男性は賃料、電気代、税金等の費用を負担した。1968年に住宅を購入することにし、代金3,500ポンドで男性名義で取得された。Dove は350ポンドを頭金として現金で払ったが、そのうち150ポンドは、Richards から借り入れたもので、残りを譲渡抵当により調達している。本件住宅に移ってきても、これまでのように女性が食費とガス代を支払い、相手方は譲渡抵当の返済と家計費を支払った。1973年3月、男性は女性に立ち退きを求めたため、女性から、本件住宅はエクイティ上の合有権者または共有権者として双方のため被告に信託的に帰属するとの宣言が求められた。

高等法院 (High Court) の衡平法部はつぎのように判示して原告の請求を棄却した。すなわち、信託法理は、法律上の夫婦の婚姻住宅ばかりでなく、同棲者の住宅についても適用される。しかし、夫婦の場合には夫が妻を扶養する法

的義務を負うのに対し、同棲者間の関係は法的義務を伴わない合意による関係であるため、同じ法理の適用が同じ結果を生み出すとは限らない。男性が住宅を所有する場合に、女性が住宅についてのエクイティ上の権利をもつことを証明するためには、当事者達双方の共同の努力がなければ住宅が取得されなかったことを立証する必要がある。彼女は同じ仕事を保持し、家計費に対して寄与貢献すること以外のなにものをもしなかった。住宅の取得に関する寄与貢献は、Dove への 150 ポンドの賃金 (loan) であり、借り入れたということは、彼が自分自身のために自分の財産として本件住宅を買ったことを、彼女に対しても明らかにしたものである。住宅取得後も、原告は従前以上のことは何もせず、家計費への寄与は住宅についての権利を与えるものとみることはできない。

⑤ Burns v. Burns [1984] 1 All. E.R. 244 (C.A.) 事件

1961年から19年間にわたり、原告女性は既婚の Mr. Burns と事実上の夫婦として同棲し、2子をもっている。第一子がうまれてから彼女は仕事を辞め、氏も Burns に変更した。1963年に原告が第二子を身ごもったため、被告は借家ではなく住宅を購入することにしたが、これはそのほうが金銭のより有効な利用となるためでもあった。住宅は被告男性の単独名義で取得され、被告が売買代金 4,900 ポンドのすべてを譲渡抵当の借入と頭金でもって支払った。原告は子供達の養育のため1975年まで働きに出られず、その間子供の世話や家事労働に専念していた。1975年から彼女も働き収入を得たが、これは自由にすることができ、家計費や家の備品、皿洗い機、ドライヤー等を買うために使った。また、彼女は壁紙を貼るなど家の内装も行っている。1980年に彼女は被告のもとを去り、17年間にわたる家庭への寄与貢献により住宅についてのエクイティ上の権利を有するとの主張をし、本件住宅が両当事者達のため復帰信託にもとづき被告により保有されているとの宣言を求めた。

原判決も原告の主張を認めず、控訴院も、つぎのように判示して全員一致で上訴を棄却した。すなわち、財産が男性の単独名義で購入され、女性が売買代金に直接の寄与貢献をしていないか、あるいは当事者達が財産のエクイティ上

の権利に関する合意または宣言をしていない場合、一応男性が単独のコモン・ロー、エクイティ上の所有者であると推定される。もし、裁判所が彼らの離別時までの当事者達の行動から、女性が財産についてのエクイティ上の権利を有すべきであるとの共通の意思 (common intention) を推認できる場合にのみ、この推定は排除されうる。そして、このことは、女性の家計費への経済的寄与貢献により、男性が譲渡抵当の分割返済金を支払うことができた場合のように、女性が財産の取得にかかわるカップルの家計費に実質的な経済的寄与貢献 (substantial financial contributions) をしていたかどうかによって決まる。単に女性が19年の長きにわたり被告と夫婦的に同棲し、家事育児に専心することによって家庭の福利に貢献してきたという事実や、彼女がその収入から家庭用品を購入し住宅の改装をしたという事実から、裁判所は財産について原告がエクイティ上の権利を有するとの共通意思を推認することはできない。

(3) 構成信託法理

① Cooke v. Head [1972] 2 All. E.R. 38 (C.A.) 事件

Miss Cooke は、1962年に妻子のいる Mr. Head と知り合い、翌年には2人は同棲し子供も生まれた。2人は被告男性が離婚し婚姻できることを希望して、1964年はじめに、土地を取得しそこにバンガローを建てることにした。Head は土地の代金のうち頭金 390 ポンドを現金で支払い、残り 3,000 ポンドは譲渡抵当の借入で払って自己名義にしたが、原告は売買代金への寄与はしなかった。しかし、当事者達はバンガロー建設にあたり協力をし、男性は多大な建設作業と資材を投じ、女性も「大抵の女性がやる以上にはるかに多くのことを行った」。たとえば、古い建物を壊すためハンマーを振るい、故障して動かすにくいセメントミキサーを動かしたり、一輪手押車に荒石やハードコアを一杯に乗せて運んだり、ペンキ塗りなどもした。3年余の同棲中、当事者達はできうるかぎりお金を節約して蓄え、Cooke も秘書として働いてお金をえ、男性の譲渡抵当の返済を助けた。バンガローが完成しようとしている 1966 年に関係は解消され、女性は、住宅の売却代金から譲渡抵当返済分を差し引いた

1,946ポンドが共同で所有されているとの宣言を求める訴訟を起こした。

原審では売得金の12分の1しか権利が認められなかったが、控訴院では女性に3分の1の持分を認めた。デニング裁判官はつぎのように説示している。「二当事者達はその共同の努力 (joint efforts) によって彼らの共同の利益 (joint benefits) のために使われるべき財産を取得した場合にはいつでも、裁判所は構成信託を課したり、復帰信託を推認することができる、現在では考えられている。コモン・ロー上の所有者は彼ら双方のため財産を信託にもとづいて保有する義務を負う。この信託はいかなる書面をも要しない。それは売却命令によって強行されるが、適切なケースでは無期限に売却は延期されうる。この信託は、夫婦、婚約したカップル、同棲する男女 (man and mistress) およびその他の関係にも適用されうる。」また、デニング裁判官は、Diwell. v. Farnes 事件多数意見のように、持分の割合を各人の現実の金銭的寄与貢献 (money contributions) によって決定する狭いアプローチを拒絶し、法律上の夫婦の事件で行うのと全く同じように、もっと広く見なければならぬことを強調した。そして当事者達が離別する時点で「何が衡平に値するものか」という観点から、3分の1の持分を付与したのである。

② Eves v. Eves [1975] 3 All. E.R. 768, 1 W.L.R. 1138 (C.A.) 事件
1968年に、19歳の原告女性は Mr. Eves と知り合い、双方とも既婚であったため婚姻はできなかったが、以後4年半にわたり2人は事実上の夫婦として同棲した。彼女は Eves の氏を称し2人の子供を生んだ。そして、家族のための住宅として本件住宅を購入することにしたが、購入時に、被告男性は彼女が21歳未満だから住宅は共同名義で取得できないと説明した。女性はこの説明を受け入れて、本件住宅は被告単独名義で取得されたが、実際には被告の言い訳にすぎなかった。住宅の購入代金5,600ポンドは、被告がまえの家を処分した代金と譲渡抵当による借入で全部支払っている。しかし、本件住宅は大変汚れて荒廃していたので、原告はホールの壁紙をはがし、ラウンジや台所、飾り棚をペンキで塗りかえたり、家の前の煉瓦積み工事のペンキ塗りもした。また、庭のまえのコンクリートを壊して、その破片をトラックまで運んだり、彼

とともに小屋を壊して新しい小屋を建てたり、たいへんな重労働に従事した。1975年に2人の関係は破綻し、いったんは被告が家をでたが、被告は原告と子供達を脅迫して家から追い立てて、再婚の妻とともに自分達がそこに入りこんだ。そこで、原告から住宅についてのエクイティ上の権利を主張して訴を提起した事案である。

原審では原告の主張は認められなかった。

しかし、控訴院では、彼女は住宅に対して経済的寄与貢献をしていなかったが、本件住宅は彼らの共同の利益のため使われる意図のもとに共同の努力によって2人により取得維持されてきたものであり、また、購入時に被告が彼女の年齢ゆえに共同名義の住宅にできないとごまかした被告の行為により、一切の公正さから、彼女は本件住宅に持分権を有すると判示された。「被告の行動に鑑みて、被告が彼女の住宅に対する持分を否定するとすれば、それは著しく衡平に反するだろうと思う。法は当事者達双方のため、被告が本件住宅を信託的に保有するよう構成信託を設定するものである」として、構成信託の成立を認め被告に4分の3、原告に4分の1の持分を付与している。審理時に本件住宅は1万ポンド以上になっていたから、少なくとも Janet は2,500ポンドを取得できることになる。

なお、ブライトマン裁判官はつぎのように説示している。すなわち、被告は原告をして財産について不確定的権利をもちうると信じさせ、彼女の名前を年齢を理由に不動産譲渡から省かせた。もちろん、このことだけではせいぜい、たんなる任意の信託宣言にすぎず、書面になっていないので強行されない。しかし、原告が住宅の修繕に労働を投入して、住宅についてなんらかのエクイティ上の権利をもつということが当事者間の明示、黙示の交換取引 (bargain) の一部だったなら、私はその取り決めは法が効果を与えうる取り決めになると思う、とした。

- (1) See *Dennis v. MacDonald* [1981] 1 W.L.R. 810, 814, *per Purchas J.*; *Bernard v. Josephs* [1982] Ch. 391, 400, 403, 408.

- (2) イギリスでの婚姻外同棲をめぐる法的状況については、See Martin L. Pary, *Cohabitation* (1981) Sweet & Maxwell; Stephen Parker, *Cohabitees* (1981) Barry Rose Publishers Ltd.; Michael D.A. Freeman and Christina M. Lyon, *Cohabitation Without Marriage* (1983) Gower Publishing Co. Ltd.; Ruth L. Deech, "The Case Against Legal Recognition of Cohabitation" (1980) 29 *International and Comparative Law Quarterly*, pp. 480-497; A.A.S. Zuckerman, "Formality and the Family—Reform and Status Quo" (1980) 96 *L.Q.R.* pp. 248-280; D. Oliver, "The Mistress in Law" (1978) 31 *C.L.P.* 81; David Pearl, "Cohabitation in English Social Security and Supplementary Benefits Legislation" (1979) 9 *Fam. L.* 232; David Pearl, "The Legal Implications of a Relationship Outside Marriage" (1978) 37 *C.L.J.* 252-269; Robert Johnson, "Cohabitation without Formal Marriage in England and Wales" (1986) 16 *Fam. L.* 47-50.

なお、イギリスでの同棲者と借家法との関係を詳細に論じるものとして、三木妙子「イギリス借家法と婚外同棲者の地位(-)」比較法学17巻2号29-80頁(1983年)がある。

- (3) See, e.g., Alastair Bissett-Johnson, "Mistress's Right to a Share in the Matrimonial Home (1975) 125 *New Law Journal* 614-616; M. Richards, "The Mistress and the Family Home" (1976) 40 *Conv.* (n.s.) pp. 351-365; Frank Webb, "Cohabitation Homes" (1982) 98 *L.Q.R.* pp. 519-525; Judith Masson, "No More Property Rights for Cohabitees" (1985), 15 *Fam. L.* 233-234.

なお、沢田みのり「イギリス法における婚姻外女性の居宅にかんする権利」下関商経論集21巻2号21-41頁(1978年)。

- (4) See S.M. Cretney, *Principles of Family Law* (4th ed., 1984), pp. 660-669.

4. 新しいモデルの構成信託とその問題点

(1) 新しいモデルの構成信託の内容と適用要件

控訴院のデニング記録長官およびその率いる部を中心に展開された、新しいモデルの構成信託 (new model constructive trusts) は、基本的には、従来言わ

れてきた復帰信託と構成信託との法的境界を取り払ってしまい、衡平な結果を達成するための解決装置として、きわめて緩やかに構成信託の適用要件を考へて行こうとするものである。⁽¹⁾しかし、このような斬新な試みも、細部について見ると、必ずしも統一化された明確な内容をもつものとはいえない。新しいモデルの構成信託については、⁽²⁾Rechards v. Dove 事件でのウォルトン裁判官がつぎのようにこれを簡潔にまとめており、参考になろう。

「(i) 2人の当事者達が共同の努力によって、共同の目的のため使用されるべき財産を取得した場合、裁判所は、彼らのそれぞれの財産についての持分を実現すべく、構成信託を課したり、復帰信託を推認することができる。(ii) この問題での信託概念の利用は、法律上の夫婦へ適用される場合と同じくらい多く同棲者達 (man and his mistress) にも適用される。[しかしながら、同じ原理の適用は、法律上の妻と同棲する女性に同一の結論をもたらすとは限らない。なぜなら、法律上の夫婦の場合、夫は妻を扶養する法的義務を負っているが、同棲者間では、関係全体が合意によるもので (consensual)、法的義務が課せられていないという事実を無視するわけにはいかないからである。] (iii) 各当事者のエクイティ上の権利の割合は、当該住宅に対して各人のなした金銭的寄与貢献 (monetary contributions) だけに限られるものではない。問題を幅広く眺めてみるのが可能である。[Cooke v. Head 事件のように、財産が一部は現金で、一部は当事者達の肉体労働により取得されたような場合、金銭的寄与貢献のみが当事者達の持分を決定するものでないと判断されたのは、当然であろう。本件では、財産は現金で購入されており、肉体労働に関するかぎり、家屋への装飾の労務だけだった。] (iv) 当事者達それぞれの持分を決定するための時期は、彼らの離別の時である。[これは、幸いにも *wavering equity* と呼ばれるものの可能性があるからではなく、推認されるべき信託の要件の存否を判断する材料をもつのは、彼らの意図していたところに従い、彼らがどのように行動していたかを検討するときだからである。] (v) 財産取得に対する原告の寄与貢献は、直接に財産を取得したり、維持したりする費用に関わる必要はない。寄与貢献が重要な (substantial) もので、被告をしてそうでなければ負担したであろう支

出を免れさせてくれるようなものであれば足りる。(vi) 原告の寄与貢献は、たとえば一般的な家計費の拠出でも足りる。ただし、そこで挙げられた性質の寄与貢献は、寄与した当事者達をして、エクイティ上の権利を付与しうるものであるが、これは決して自動的なものではない。つまり、単なる寄与貢献だけでエクイティ上の権利を授与するという命題は存在しない。」

要するに、デニング裁判官の提唱するアプローチは、伝統的な信託の分類によらず復帰信託と構成信託の概念的区別を廃して、これを統合化しようとするものである。⁽³⁾そして、この見解では、正義および善良の良心が要請するときには、いつでも、法は構成信託を課すことができ、しかも正義の要求するような持分で信託が設定されることになる。当事者達それぞれの寄与貢献に限られず、事件の一切の事情を裁判所が考慮しうる、きわめて広範で柔軟なエクイティ法理として、構成信託が考えられているわけである。⁽⁴⁾

(2) デニング裁判官の新しいモデルに対する主要な批判

デニング裁判官の提唱にかかる新しいモデルの構成信託理論については、これを家族財産紛争の解決法理として、積極的に評価する見解もあるが、⁽⁵⁾以下のような理論的実際的難点が指摘され、イギリスでは今まさに活発な論議が戦わされている。

すなわち、(i) まず第一に、デニング裁判官により提唱される信託法理は、その成立および適用要件があまりにも曖昧で不確実であり、結局のところ、なにが正当で公正なものかについての裁判官個人の価値観や主観的意見に左右されてしまう恐れがある。⁽⁶⁾(ii) 確立された財産法の原則に反して、エクイティ上の権利を授与することにより、事情を知らない債権者および第三者の権利を著しく損なう可能性がある。⁽⁷⁾(iii) 構成信託と復帰信託とは、その起源や発展を異にしているのに、これらをたんに言葉の問題以外のなにものでもないとして、いっしょくたに扱うことは、到底受け入れ難い。そうすることが却って首尾一貫しない結果や混乱を引き起こし、デニング裁判官の混成物は両者を歪めてしまっている。⁽⁸⁾(iv) デニング裁判官の見解は、Pettitt 事件および Gissing 事

件での貴族院判決多数意見と矛盾衝突するもので、少数意見の傍論に依拠するものである。しかも、デニング裁判官自身も認めているように、文脈から外れて解釈されている。(v) デニング裁判官は、アメリカでの救済方法的構成信託 (remedial constructive trusts) に依拠しているとするが、アメリカで承認された見解を誤解するもので、アメリカでも、そのような救済を与えられる事例は慎重に限定されており、デニング裁判官の言うように広範な裁量に委ねたものとみるところは、ほとんどない。⁽⁹⁾ (vi) デニング裁判官の説く新しいモデルの構成信託の適用事例は、伝統的な構成信託や復帰信託法理でも十分に救済できたものであって、敢えてこうした法理を案出して信託の伝統的分類を変えることまでする必要はなかった。⁽¹⁰⁾

とくに、Oakley の批判は詳細かつ緻密なものなので、ここで少し紹介しておくに値しよう。まず、Oakley は、構成信託を設定することが受託者にかなり重い責任を課すことを指摘している。構成信託受託者は、対象となる財産につき利息をつけて計算する義務を負い、このような重い責任は、当事者間での正義を行うためという理由で課せられるべきでないとする。⁽¹¹⁾ また、構成信託を課すことは、受益者に当該財産についてのエクイティ上の準物権的権利 (equitable proprietary interest) を与えることになり、構成信託の受益者は、受託者の破産の場合に、受託者の一般債権者 (general creditors) に優先権をもつ。そこで、構成信託の設定を受けた者が破産した場合、そのような信託の設定に異議権をもたない一般債権者等の第三者の利益が不当に害されるともいう。⁽¹²⁾ さらに、構成信託のもとで受益者は、たとえ信託財産が第三者たる譲受人の手に渡っても、善意有償取得者でないかぎり、これに追求してゆくことができる。いわゆるエクイティ上の追求権 (equitable tracing claim) をもっているわけである。また、構成信託の設定は、必然的に構成信託受託者が信託財産の受益権の一部または全部を剥奪される点で、既存の財産権に重大な影響を及ぼすことになる。法的予測可能性や法的安定性、确实性の要請は、すべての法制度の特質であるべきところ、特定の事件で正当かつ衡平と思われる解決に導くため、構成信託を安易に課すことは、かかる法の一般的要請に反する。⁽¹³⁾ このように述べて、

Oakley は、新しい構成信託モデルを提示する一連の控訴院判決が、構成信託の設定による第三者への派生的効果を考慮していないこと、適用要件が曖昧不確実で、法的安定性を損なうことなどから、強い反対論を展開している。

(3) コモン・ウェルス諸国での対応

北アイルランドでは、McFarlane⁽¹⁴⁾ 事件において、イギリスの貴族院判決での伝統的アプローチが再確認された。つまり、売買代金への直接的寄与貢献は、合意あるいは復帰信託のいずれかにより、寄与者にエクイティ上の権利を付与する。労働、サービスあるいは他方の経済的義務を軽減するような間接的寄与貢献は、何らかの間接的寄与が寄与者にエクイティ上の権利を与えるとの共通の意思 (mutual intention) を示す了解を含む、そのような趣旨の取り決めないし合意があるときにのみ、エクイティ上の権利を与える。マクダーモット裁判官は、当事者の意思の法的擬制 (legal fiction of intent) を嫌い、「過去において、われわれの法学は法的擬制に負うところが大きであったが、その時代は終わりつつあり、現代的諸問題への解答を見つけるための装置として、擬制は一般に使われなくなってきた。」と説いた。

また、オーストラリアでは、Doohan⁽¹⁵⁾ 事件判決、Ogilvie⁽¹⁶⁾ 事件判決でデニング裁判官の見解に近い構成信託の設定が認められているが、これも、Allen v. Synder⁽¹⁷⁾ 事件のニュー・サウス・ウェールズ控訴裁判所 (N.S.W. Court of Appeal) 判決多数意見により、はっきりと拒絶されるにいたった。すなわち、「新しいモデルの正当性は、きわめて疑わしい。よくみても、これは、これ以上の増殖が阻止されるべき突然変異であり、権威的裏付けを持たず、イギリスおよびオーストラリアの原理と先例に反するものである。」この Allen 事件判決は、ビクトリア州の Hohol⁽¹⁸⁾ 事件でも支持を受け、法的論理的確実性を有する、オーソドックスな意味での当事者達の明示または推認される共通意思の必要が説かれた。

このようなオーストラリアでの態度は、ニュージーランドの裁判所でも反映されている。とくに、Carly v. Farrell⁽¹⁹⁾ 事件で、Mahon 裁判官はつぎのよう

なきわめて辛辣な言葉で、新しいモデルの構成信託を酷評した。すなわち、「私は、その輪郭が曖昧なだけでなく、その適用および結果の絶対的不確実性によって、有効な法原理として受け入れることのできない想定上のエクイティ準則の適用を求められている。公正と良心という広範で変化する観念が法的決定要因であると言うだけでは十分でない。また、いかなる安定した法制度も、訴訟当事者の正義への要求を、個人の道徳的意見のない無定形なものに委ねることを許すことはできない。」これは、最近の Avondale Printers 事件⁽²⁰⁾でも踏襲され、構成信託が設定される状況の一般的基準として、詐欺の要件が必要であり、新しいモデルの構成信託を支持する控訴院判決は先例拘束性の原則 (the doctrine of stare decisis) に違反するとされた。

以上のような他のコモンウェルス諸国での否定的な傾向に対して、カナダでは、新しいモデルの構成信託は、発展的な方向で受容されている。当初は、カナダの最高裁においても Murdoch 事件⁽²¹⁾ および Rathwell 事件⁽²²⁾ で消極的に解されたが、Pettkus 事件⁽²³⁾ の多数意見は、大幅な修正と適用要件の明確化を図ったうえで、かかる原状回復的構成信託 (restitutionary constructive trusts) を肯定するにいたった。この考え方によると、構成信託は不当利得 (unjust enrichment) を阻止するために設定され、(a) 或る者の利得 (enrichment)、(b) これに対応する損失 (corresponding deprivation)、(c) 当該利得に法律上の原因がないこと (no juristic reason for the enrichment) の各要件を充足する場合に認められる。これは、夫婦財産紛争における適切な救済方法であり、妻が夫による利得の存在およびこれに対応する損失を証明すれば、夫の側で利得に契約そのほか十分な法律上の原因のあることを証明しないかぎり、裁判所は構成信託を課すことができることになる。この Pettkus 事件は、19年間にわたり事実上の夫婦として同棲し、養蜂事業を手伝って男性の資産形成に寄与貢献した女性に、構成信託に基づき農場や住宅の2分の1の権利を認めたケースである。カナダの最高裁は、まず第一に、復帰信託での共通意思を強調して、当事者の意思とかかわりない構成信託との概念的明確化を図り、第二に、「利得、これに対応する損失、利得が法律上の原因を欠くこと」という要件を課した。そして、

原告の寄与貢献と財産取得との因果関係を厳格に要求し、エクイティ上の権利の割合も当事者の直接間接の寄与貢献の度合いに比例すべきものとしている。このように、Pettkus 事件のカナダ最高裁の立場は、デニング裁判官のモデルの難点である、復帰信託と構成信託との混同を避け、構成信託設定要件を明確化することにより、新しい構成信託の再構成を試みたものと評価できよう。⁽⁴²⁾

- (1) 拙稿「イギリスにおける家族財産紛争と信託法理」青山法学論集28巻2号73-74頁(1986年)参照。
- (2) See Richards v. Dove [1974] 1 All. E.R. 888, per Walton J. at pp. 893-894.
- (3) Hussey v. Palmer [1972] 3 All. E.R. 744, 747 で、デニング裁判官は、当該信託が復帰信託と呼ばれるか、構成信託と呼ばれるかについては、「これは言葉の問題以外のなものでもない。両者は合い伴うものである。どのような名称と呼ばれようとも、[構成信託]は、正義と善良の良心がこれを要請するときにはいつでも、法によって課せられる信託である。それは、被告が自分自身のためだけに良心上財産を保持できず、他の者に財産またはその持分をもつことを許容すべき場合に適用される、エクイティ上の大原則にもとづく、自由な手段である。信託は、財産が取得された当初から生ずることも、また後に諸状況が要求するときにも成立しうる。それは、裁判所が被害当事者をして原状回復 (restitution) を得さしめることを可能にするエクイティ上の救済方法 (remedy) である。」と説示した。
- (4) See S.M. Cretney, *Principles of the Family Law* (4th ed., 1984).
- (5) See D.W. Fox, "The Role of Constructive, Implied and Resulting Trusts in Domestic Property Disputes" (1980) 10 *Fam. L.* 106-111.
- (6) Phillip H. Pettit, *Equity and the Law of Trusts* (5th ed., 1984), p. 157.
- (7) A.J. Oakley, "Has the Constructive Trust Become A General Equitable Remedy?" (1973) 26 *C.L.P.* 17, 18-19, 38.
- (8) D.B. Parker & A.R. Mellows, *The Modern Law of Trusts* (5th ed., 1983), p. 21 でも、伝統的な信託の分類を維持する立場からの批判がなされている。すなわち、一定の事件の事実のもとでは、推定意思にもとづく復帰信託

と、意思にかかわらずエクイティの作用にもとづく構成信託は、同じ解決を与えることがあるかもしれない。しかし、このような仕方ですべての概念を合体してしまうことは混乱を生み出すだろう。第一に、このことは、他人名義での売買に適用される推定意思という伝統的復帰信託の基礎を掘り崩すものであり、より一般的にも、長い間に確立されてきた先例にも反するからである、とする。

また、デニング裁判官は構成信託を救済方法 (remedy) と位置づけているが、この点に関しても、伝統的に構成信託を実体法上の制度 (substantive institution) として把握するイギリスの先例にも反すると言われる。See *Re Sharpe* [1980] 1 W.L.R. 291, at p. 225.

- (9) See Keith Hodgkinson, "Constructive Trusts: Palm Trees in the Commonwealth" (1983) 47 *Conv.* 420, 423.
- (10) Frank Webb, "Trusts of Matrimonial Property" (1976) 92 *L.Q.R.* 489, 496.
- (11) A.J. Oakley, *Constructive Trusts* (1978), pp. 3-4.
- (12) Oakley, *op. cit.*, pp. 4-5. その例として、彼はつぎのように指摘する。すなわち、*Cooke v. Head* [1972] 1 W.L.R. 518 事件で、同棲者間での正義を実現するため、控訴院は、男性と女性が共同で建築したバンガローの売却代金についてのエクイティ上の権利を変更すべく、構成信託を課した。もし男性が破産者となったとすれば、この拡張された3分の1の持分に対する女性の権利は、バンガローの建築資材を供給した者の請求権に対しても優先したことだろう。有価約因 (valuable consideration) により取得された権利は、たんに当事者間での正義を実現するために侵害されるべきではない。
- (13) Oakley, *op. cit.*, pp. 7-8.
- (14) *McFarlane v. McFarlane* [1972] N.I. 59. See also, *Re McKeown* [1976] N.I. 226.
- (15) *Doohan v. Nelson* [1973] 2 N.S.W.L.R. 320.
- (16) *Ogilvie v. Ryan* [1976] 2 N.S.W.L.R. 504. この事件のケース・コメントとしては、M.A. Neave, "The Constructive Trusts as a Remedial Device" (1978) 11 *Melbourne U.L.R.* 343 がある。
- (17) *Allen v. Synder* [1977] 2 N.S.W.L.R. 685. 13年間同棲してきた男女間で、男性名義で取得された住宅に対する女性の権利が争われたケースである。
- (18) *Hohol v. Hohol* (1980) F.L.C. 90-824. なお、オーストラリアでの法状況

については、Frank Bates, “Trusts and Extra-Marital Cohabitation: an Australian Perspective” (1980) 44 *Conv.* 124; Frank Bates, “Property Disputes and Unformalised Relationship” (1986) 60 *Australian Law Journal* 31-41; Rebecca, Bailey-Harris, “Property Division on Separation” (1985) 8 *University of New South Wales Law Journal* 1-20 を参照していただきたい。

- (19) Carly v. Farrell [1975] 1 N.Z.L.R. 356. See also Gough v. Fraser [1977] 1 N.Z.L.R. 279.
- (20) Avondale Printers v. Haggie [1979] 2 N.Z.L.R. 124.
- (21) Murdoch v. Murdoch (1973) 41 D.L.R. (3d) 367. この事件は、25年間にわたり法律上の婚姻関係にあった夫婦間で、妻から夫所有名義の土地、家畜その他の財産の2分の1の権利が主張されたというものである。夫名義で購入された不動産につき、妻は直接の経済的寄与貢献をしていなかった。しかし、19年間にわたり、夫の家畜農場の経営を助け、干草を作り、鋤を使い、牧草を刈り採ったり、トラクターを運転するなど重労働を提供した。第一審、第二審とも妻の請求を認めず、カナダの最高裁判所も、妻は財産の取得に対してなんらの直接的寄与貢献がなかったとして、復帰信託を認定すべき基礎がない、また、妻が夫の家畜農場事業に関連する様々な労務を提供したという事実は、妻に財産についてのエクイティ上の権利を与えるものではないとして、上告を棄却した。
- (22) Rathwell v. Rathwell (1978) 83 D.L.R. (3d) 289. 本件では、夫名義の土地に対する妻のエクイティ上の権利は認められたが、構成信託の問題の決定は不要であるとされ、もっぱら共通意思にもとづく復帰信託のケースとして処理された。
- (23) Pettkus v. Becker (1980) 117 D.L.R. (3d) 257. これについては、A.J. McClean, “Constructive and Resulting Trusts—Unjust Enrichment in a Common Law Relationship—Pettkus v. Becker” (1982) 16 *U.B.C. Law Rev.* 155-184; John L. Dewar, “The Development of the Remedial Constructive Trust” (1982) 60 *Can. Bar Rev.* 265-306.
- (24) See Michael Bryan, “Constructive Trusts in the Beehive” (1981) 11 *Fam. L.* 21, 22-24. なお、カナダ法の動向については別稿で詳細に検討する予定でいる。

5. おわりに

(1) 復帰信託，構成信託と第三者の利益

これまで，夫婦あるいは同棲者の一方の所有名義になっている不動産について，他方は復帰信託ないし構成信託にもとづいてなんらかの権利主張ができるかどうか，を詳細に考察してきた。しかし，問題は，当事者間での対内的な権利義務関係にとどまるものではなく，対第三者との関係でも検討しておかなければならない。つまり，信託法理により認められたエクイティ上の権利は，譲渡抵当権者や譲受人などの第三者に対しても主張しうるのだろうか。夫が受託者たる義務に違反して当該財産を，第三者に売却したり，譲渡抵当に入れたりした場合，第三者は妻の権利の付着した財産を取得することになるのだろうか。⁽¹⁾

買主や譲渡抵当権者等の地位は，まず，1925年土地登記法 (The Land Registration Act 1925) にもとづいて財産の権原が登記されているかどうか，で異なってくる。権原が登記されていないければ，コモン・ロー上の不動産権を善意 (good faith) 有償 (for value) で取得した第三者は，エクイティ上の権利の負担のない，完全な権利を取得する。ただし，妻のエクイティ上の権利の存在を現に知っているか (actual notice)，合理的に必要とされる調査および検分をすれば知りえたような場合 (constructive notice) は，このかぎりではない。しかし，大抵の場合，夫婦の住まいとしての住宅の権原は，1925年土地登記法にもとづいて登記がなされている。権原が登記されているときには，登記された物権保有者は，登記に現れていないいかなる権利の制約も受けずに，権利を取得するというのが一般原則である。⁽²⁾ しかしながら，注意しなければならないのは，登記面に現れない権利が，現に土地を占有する者，賃料およびその収益を受け取る者の権利であるときは，土地登記法70条(1)の「優先的権利 (overriding interests)」に該当し，登記なくして第三者に権利を主張できるとされている点である。⁽³⁾

まさに，このことが争いになった Williams & Glyn's Bank Ltd. v. Boland⁽⁴⁾ 事件で，貴族院は，夫婦その他の家族構成員のエクイティ上の権利がこのカテ

ゴリーの権利として、登記により公示されていなくとも、同居しているかぎり、物権取得者を拘束するという可能性を認めた。その結果、第三者は登記以外に、不動産に居住する者についても調査をしなければならないことになり、このことが、不動産取引の安全を脅かし第三者に無用な出費と労力をかけさせることにならないか、が真剣に問われている。⁽⁵⁾一方で、夫婦その他の家族構成員の寄与貢献に由来するエクイティ上の権利が、手厚く保護されなければならないとともに、他方で、当該不動産をめぐる法的利害関係を生じた第三者（買主、金融機関等）の利益も守られなければならない。両者の利益をどのようにして調和させるかが、今後の重要な課題となつてこよう。

(2) 今後の課題と若干の展望

以上、イギリスにおける法律上の夫婦、婚姻外同棲の破綻解消に伴う財産紛争事例を概観してきたが、そこでは事案ごとに黙示信託、復帰信託、構成信託法理が積極的に活用され財産問題の解決がはかられていた。構成信託、復帰信託の分類や位置づけをめぐる、家族財産紛争の領域での新しい動きが大きな波紋を投げかけており、伝統的な信託法理を支持する立場からは激しい反論がなされていた。しかも、法律上の夫婦の財産関係清算の制度として、財産供与制度そのほか制定法による夫婦財産法の整備が進むなかで、法律上の夫婦間での問題に果たして復帰信託、構成信託法理の解決の必要があるかとの疑問もありえよう。しかし、依然として、法律上の夫婦と第三者間、夫婦の一方が死亡した場合、婚姻関係にない同棲者間で、また、親子や親族などの家族財産紛争（domestic property disputes）では、復帰信託、構成信託法理の重要性は失われていない。デニング裁判官の新しいモデルの構成信託法理の当否も、コモン・ウェルス諸国とくに、カナダ法の展開、アメリカでの状況を詳細に比較検討して結論を出さなければならないとおもう。また、その際、契約法理、エストペル法理等の他の救済法理との関係にも注意が払われなければならない。⁽⁶⁾いずれにせよ、家族財産問題を基本的に財産法の一般原則で処理して行き、その適用要件の中で、関係の特殊性を考慮してゆくという姿勢は、いたずらに、家族の

モラルや価値観の相違を問題解決に混入させないという面からも、また、紛争の実質が財産の衡平な分配にあることから、わが国でも十分参考にすべきであろう。

- (1) See S.M. Cretney, *Principles of Family Law* (4th ed., 1984), p. 669.
- (2) See Land Resistration Act 1925, ss. 5(b), 9(c), 20(1)(b) and 23 (1)(c).
- (3) Land Resistration Act 1925, 70 (1)(g).

(4) *Williams & Glyn's Bank Ltd. v. Boland* [1981] A.C. 487. H.L. この事件で問題となった不動産は、家族の住宅であったが、その所有名義人として登記されていたのは、夫の Mr. Boland だけだった。彼は自分の事業活動の資金を調達するために、土地を銀行に対し譲渡抵当に入れて融資を受けた。しかし、事業はうまくゆかず、結局、銀行は担保権の実行を求めた。これに対して、夫と同居して本件住宅で暮らしていた妻の Mrs. Boland が、売買代金への寄与貢献によるエクイティ上の権利を主張し、他方、銀行側は、彼女まで調査しなかったものの、彼女の権利に拘束されないとして争ったケースである。貴族院は、家族住宅にエクイティ上の権利を有し、現にそこに居住している妻について調査をしなかった銀行は、妻のエクイティ上の権利の制限を受けるとして妻を勝たせた控訴院判決 (*Williams & Glyn's Bank Ltd. v. Boland* [1979] Ch. 312) を支持した。

- (5) See Law Commission, *The Implications of Williams & Glyn's Bank Ltd. v. Boland* (1982) *Law Com.* No. 115, paras. 68-69.

この問題については、M.D.A. Freeman, "Monied Might and the Matrimonial Home" (1981) 11 *Fam. L.* 37-41; Jane E.S. Fortin, "Legal Protection for the Equitable Co-owner" (1981) 11 *Fam. L.* 99-104 を参照していただきたい。

- (6) イギリスについては、拙稿「イギリスにおける家族財産紛争と信託法理」青山法学論集28巻2号75-77頁(1986年)参照。

[付記] 学会当日、司会の労をおとりいただいた矢頭敏也先生、御教示を賜った田中實先生、雨宮孝子先生にこの場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。
(青山学院大学専任講師)